

第10回推進協議会計画（案）からの主な修正点

第1章 第3節 計画策定の視点

P 3 計画策定の視点(6行目)

[修正後] 在宅療養に関わる専門職等のスキルアップを図る在宅療養体制の整備、 地域での

[修正前] 在宅療養に関するマネジメント機能の強化などを図る在宅療養体制の整備、地域

第2章 第2節 要支援・要介護認定者

P 1 4 2 . 今後の要支援・要介護認定者の推計(下から3行目)

[修正後] この考えから、第4期介護保険事業計画期間中の要支援・要介護認定者数は、平成21年度は11,121人、平成22年度は11,343人、平成23年度は11,572人と見込んでいます。

[修正前] この考えから、第4期介護保険事業計画期間中の要支援・要介護認定者数は、平成21年度は11,180人、平成22年度は11,463人、平成23年度は11,755人と見込んでいます。

P 1 5 グラフと表を差し替え

第3章 第2節 重点的取組み1 認知症高齢者支援体制の推進

P 2 5 区の取組み (1)相談、受診体制の充実(2つ目の)

[修正後] かかりつけ医の認知症への対応機能を強化するとともに、専門医との連携を推進する取組みを行います。

[修正前] かかりつけ医や病院等の認知症への対応機能を強化する取組みを行います。

P 2 9 事業13 成年後見制度の利用促進(再掲) 平成20年度事業見込等

[修正後] 成年後見・権利擁護相談件数 150件
後見人養成講習修了者等の区登録者数 13名

[修正前] 成年後見制度・権利擁護専門相談件数 170件
後見人養成講習修了者等の受け入れ人数 3名

P 2 9 事業 13 成年後見制度の利用促進(再掲) 平成 21～23 年度事業目標

[修正後] 成年後見・権利擁護相談件数

平成 21・22 年度 160 件 平成 23 年度 170 件

後見人養成講習修了者等の区登録者数

平成 21 年度 15 名 平成 22 年度 17 名 平成 23 年度 20 名

[修正前] 成年後見制度・権利擁護専門相談件数 170 件/各年度

後見人養成講習修了者等の受け入れ人数 3 名/各年度

第3章 第2節 重点的取組み 2 在宅療養体制の整備

P 4 1 事業 11 緊急一時入院病床の確保 事業概要

[修正後] 在宅療養している区民等の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と診断した場合に、緊急に入院できるように区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保
します。

[修正前] 在宅療養している区民等について、病状の急変等によりかかりつけ医が入院を必要と診断した場合に、緊急に入院して治療が受けられるよう区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保します。

P 4 1 事業 11 緊急一時入院病床の確保 平成 20 年度事業見込等

[修正後] 3 病院各 1 床 365 日

[修正前] 1 床 3 病院 365 日

P 4 1 事業 11 緊急一時入院病床の確保 平成 21～23 年度事業目標

[修正後] 3 病院各 1 床 365 日/各年度

[修正前] 1 床 3 病院 365 日/各年度

P 4 4 在宅療養を支えるしくみ 差し替え

第3章 第2節 重点的取組み 3 ケアマネジメント機能の強化

P 4 7 区の取組み (1)地域包括支援センターの機能強化(4つ目の)

[修正後] ケアマネジャーを下支えするために、アセスメントから始まるケアマネジメント過程への継続的な支援や要介護者のケアプラン作成を担うなど、ケアマネジャーへの効果的な支援を行います。

[修正前] ケアマネジャーを下支えするために、アセスメントから始まるケアマネジメント過程への継続的な支援や要介護者のケアプラン作成を直接担うなど、ケアマネジャーへの効果的な支援を行います。

第3章 第3節 施策4 健康づくりの促進

P 6 3 課題

[修正後] 健康づくりのためには、生活習慣病などの疾病やうつなどを早期に発見し、早期に適切な治療を受けるとともに不適切な生活習慣を変え、より良い生活習慣を継続していくことが重要です。また、高齢者は持病がある人も多いので、病気の悪化を防ぐという視点も重要です。

しかし、これまで、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえた健康づくりへの取組みは必ずしも十分ではありませんでした。

[修正前] 高齢者の健康づくりは、適正な食事とそれを支える歯の健康や運動、休養、心の健康のために、生活習慣病などの疾病やうつなどを早期に発見し、早期に適切な治療を受けたり、日常生活の習慣を変えていくことが重要です。また、高齢期は持病がある場合も多いので、病気の悪化を防ぐことも重要です。

しかし、これまで、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえた健康づくりへの取組みは必ずしも十分ではありませんでした。

第3章 第3節 施策13 権利擁護・虐待防止の促進

P 8 9 指標 指標名

[修正後] 成年後見・権利擁護相談件数(年間)

[修正前] 成年後見・権利擁護専門相談件数(年間)

[修正後] 137件

[修正前] 140件

[修正後] 後見人養成講習修了者の区登録者数

[修正前] 後見人養成講習終了者のうち区登録者の数

第3章 第3節 施策15 高齢者を地域で支えるしくみづくり

P 9 5 事業7 高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築 事業概要

[修正後] 高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会等、既存のネットワークを再編して、高齢者虐待防止、孤独死防止、認知症対策の推進等、高齢者及び高齢者を介護する家族を取り巻く課題を、総合的に検討するネットワーク運営協議会を構築します。

[修正前] 高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会等、既存のネットワークを再編して、高齢者虐待防止、孤独死防止、認知症対策の推進等、高齢者及び高齢者を介護する家族を取り巻く課題を、総合的に検討する権利擁護運営協議会を構築します。

P 3 0の事業15 高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築(再掲)の事業概要についても同様に修正

第4章 第3節 サービスごとの利用見込み

P 1 0 9からP 1 2 2の第4期見込量の数値を修正